

## 新聞二極化時代のメディア・リテラシー

笠原一哉

### Media Literacy amid Polarization in Journalism

KASAHARA Kazuya

#### 1. はじめに—この研究テーマに至った背景

私は新聞記者として約7年間にわたり取材活動を行いました。この間、常に関心の中心にあったのが、社会がジャーナリズムに最も期待する役割である「権力の監視」をどのように実践できるのか、ということでした。そしてこの過程で抱いたマス・メディアの在り方に対する様々な疑問が、現在の研究テーマに結びついています。

記者時代に書いた記事の中でも特に印象深いのが、民主党の角田義一・参院副議長（当時）のヤミ献金問題<sup>1</sup>です。これは角田氏の陣営が2001年の参院選で集めた約2520万円の政治献金すべてを政治資金や選挙運動費用の収支報告書に記載していなかった、という特ダネでした。我々の取材では、この事件は事務的なミスによる記載漏れではなく、公に説明できない性質の支出があったことによる意図的な不記載だった疑いが強く、角田氏は詳しい説明を避けたまま、報道の約10日後に副議長職を辞任しました。民主党による政権交代の可能性が高まっていた時期だったこともあり、同党の大物政治家の辞任は各社がトップニュースで報じるなど大きな注目を集め、ジャーナリズムの可能性を強く感じる事が出来ました。

しかしその一方で、情報提供者への接触や証拠集め、社内での様々な調整といった調査報道特有の困難を経験し、発表資料を処理することに慣らされた、「発表ジャーナリズム」とも揶揄される現在のマス・メディアが抱える様々な課題についても深く考えさせられるようになりました。そして、入社以来違和感を感じていた、警察や行政など取材対象との、癒着と批判されてもやむを得ないような関係や記者クラブ制度の在り方、こうした取材環境で行う権力批判の形骸化など、「メディアによる権力監視」という理念と実態が乖離していることに対する不安と不満が増していきました。同時に、「第4の権力」であるマス・メディア自体に対しても、特ダネを追求するセンセーショナリズムと公共性とのバランスや、「社論」<sup>2</sup>と自身の記事の方向性が異なる際の記者の自由（内部的自由）など、記者という仕事への疑問も膨らんでいきました。しかし何よりも、こうした疑問に向き合うための知識も時間的・心理的余裕もない、自らの力不足を悔しく思っていました。その後、紆余曲折がありました。幸いにして大学に職を得る

ことができました。記者出身者にありがちな「体験的ジャーナリズム論」に陥らないよう、じっくりと腰を据えて研究に取り組んでいきたいと思っています。

## 2. 新聞二極化の起源

私が新聞社に在籍していた時期は民主党政権時代と重なっており、米軍基地問題や原子力政策を巡って朝日新聞や毎日新聞が一つのグループをつくり、読売新聞や産経新聞がもう一方のグループを形成して社論が対立する「二極化現象」が指摘され始めていた頃でした。そこで研究テーマとして最初に浮かんだのが、二極化がいつ、どのようにして起こったのか、という問題でした。そして文献を読んでいくうち、1990年代半ばに読売新聞が改憲の立場から、朝日新聞が護憲の立場からそれぞれ行った2つの憲法提言<sup>3</sup>が「二極化」の象徴的な出来事として言及されることが多いにも関わらず、その作成過程を分析した研究はないことがわかり、この点を明らかにしようと考えました<sup>4</sup>。

### 1) 「提言」への伏線

読売、朝日両社が憲法に関する提言を作成するうえで大きな影響を与えたのは、国際政治における湾岸危機／戦争と国内政治における五十五年体制の崩壊でしたが、それ以前から「伏線」とも呼べる流れが存在していました。

読売の社論については、現在も主筆<sup>5</sup>を務める渡邊恒雄氏が「社論を決めるのは合議ではなく、主筆である私だ」<sup>6</sup>と述べているように、渡邊氏の強い影響下にあります。その渡邊氏の政治的立場や新聞の在り方に対する考えは、論説委員長だった1984年に発表した2本の論考に示されています。一つは1984年元日朝刊の社説で、この中で渡邊氏は、「左翼偏向」に侵されたマスコミが「平和とか軍縮とか反核といった大衆の耳に快くひびく言葉」を唱えて「反米親ソの左翼戦略を推進している」と批判し、「必要かつ実現可能な政策」として日米安保体制や西側陣営との同盟関係を強化することが日本の経済的な発展につながり「世界の尊敬と信頼を得る」ことにつながる、と主張しました。朝日に代表される戦後ジャーナリズムを「左翼偏向」と断じ、そのアンチテーゼとして自社の主張を位置付けるという意図が、ここから読み取れます。この社説は『読売新聞百二十年史』（1994年）の中でも「今日の社論の基礎的立場」と位置付けられており、また読売提言の基本的な主張とほぼ重なっています。

2本目の論考は、読売新聞社の月刊誌「This is」<sup>7</sup>1984年3月号の巻頭コラム「新聞相互批判のすすめ」で、次の文章からは、元日社説で示された「左翼偏向に侵されたマスコミ」との対決姿勢に、自身の政治的立場とは別の観点からの意図も込められていたことが読み取れます。

多くの新聞は、不偏不党を建て前としているから、右も悪ければ、左も悪いといった調子になる。客観的公正さを尊ぶのは正しいが、そのため主体的主張が弱められ、ついには「どの新聞を読んでも同じだ」という不評を受けるようになる。そこで、新聞が健全な面白さを増し、より多くの読者に読まれるためには、新聞間の相互批判や論争があってもよ

いのではないか。……論調で読者が新聞を選択する時代がやって来るかも知れない。これまで、新聞はライバル紙の批判を避けて来た傾向があるが、これからはもっと大胆に新聞間の論争が展開されてもよいのではないかと思う<sup>8</sup>。(下線引用者)

すなわち、新聞は自らの立場をより明確に主張した方が部数拡大に資するという、販売戦略上の観点です。この文章は読売提言についてまとめた読売新聞社調査研究本部編『提言報道 読売新聞の挑戦』(中央公論新社、2002年)にもほぼ同じ形で再録されており、読売提言もまた販売戦略としての側面を持っていたと言えるでしょう。

## 2) 湾岸危機／戦争と提言報道

読売の憲法論を大きく変え、提言へと至る決定的な契機となったのが、1990年8月の湾岸危機／戦争でした。読売は社説<sup>9</sup>で、国連平和維持活動への参加や集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈の変更、自衛隊輸送機による難民移送など財政支援以外の人的な支援を政府に求める一方、憲法9条とその解釈を「解消すべき矛盾」「一國平和主義」だとして厳しく批判し続けましたが、結局実現しないまま湾岸戦争は終結しました。この間の経緯について渡邊氏は、『『カネしか出さず、人的貢献をしない日本』は感謝の対象にはならないんだよ』『そしてまさにこの湾岸危機、湾岸戦争が契機になって、僕は読売新聞の憲法問題研究のスタートを決断したんだよ』と語っています<sup>10</sup>。渡邊氏が主筆兼社長に就任して約半年後の1992年1月、読売は社外の有識者13人による「憲法問題調査会」を設置し、約1年後、「憲法問題調査会第一次提言」を1面から計5ページを使って大々的に報じました<sup>11</sup>。その内容は『『自衛隊』を明確化 9条2項改正促す』『憲法と現実のズレ見直し』『国連の平和活動に協力を』『改正』タブー視するな 集団的自衛権行使できる』といった見出しが伝えるとおり、憲法改正の主張に踏み込んだという点を除けば、渡邊氏と読売が従来から社説で繰り返してきた主張とほぼ重なっていました。しかし、新聞社自体が提言の主体であった1994年11月の読売提言と異なり、この時点ではまだ、社外の有識者による提言を報道する、という形式を取っていました。

他方、「朝日提言」のきっかけも、湾岸危機／戦争でした。朝日の社説は当初、国連の活動と歩調を合わせるべきだと主張する一方、自衛隊の派遣については『『集団的自衛権』行使を禁じている憲法に照らせばできることではない』とし、その後も一貫して自衛隊の海外派遣への反対姿勢を明確にし続けました<sup>12</sup>。しかし国連安保理が多国籍軍によるイラクへの武力行使を認める決議を採択し、さらに1991年1月、アメリカが日本に対して「人的貢献」を求めていることが報道されると、朝日の主張は明快さを欠いていくようになります。例えば社説「日本はどう対処すべきか」<sup>13</sup>では、『『イラクの侵略を許さず、クウェートからの撤退を実現する』という米国の目的には、われわれはまったく同感だ』『対米協調はわが国の外交にとってもっとも緊要なことのひとつである』としながらも、見出しにある「日本はどう対処すべきか」については、「国際貢献の方法はあくまでもわが国らしい道を自信を持って追求すればいいのではあるまいか」と述べるのみで、具体的な対処は示しませんでした。社外有識者でつくる「紙面審議会」の委員からは、「社説で自衛隊の派遣に消極的な意見を出すなら、憲法違反と考えるのか、自衛

隊法に違反すると思うのか、それなら自衛隊法を改定すればいいのか、それとも政策として反対なのか、理由をはっきりと書くべきだ」と厳しく批判されました<sup>14</sup>。

この半年後の1991年9月、国際協力と憲法に関して、朝日幹部や編集局各部デスクら十数人による非公式の研究会が発足しましたが、「護憲論も出れば、改憲論もあり、とくに改憲論をめぐって活発な論議が繰り返され」<sup>15</sup>、結局議論はまとまらずに中断に至りました。

### 3) 「印刷メディアの敗北」と提言報道

読売は社外有識者による第一次提言から約3カ月後の1993年2月、次の提言に向けた社内記者による研究会を発足させました。この研究会は、当初は有識者による第二次提言の素案を作るための準備組織に過ぎませんでしたが、発足から約1年後の1994年初めごろに方針が変わり、この社内記者による研究会、すなわち読売新聞自体を提言の主体とすることに決めました。また朝日も、研究会中断から約1年半後の1993年7月、当時社長だった中江利忠氏が「論議がまとまり、社内のコンセンサスが得られれば、朝日新聞として何らかの提言ができないか」と呼びかけて新たな研究会が設置され、そこでの約2年にわたる議論が朝日提言としてまとめられることとなります。

読売提言は、これまで「不偏不党主義」を掲げてきた日本の新聞界に大きな衝撃を与えました。例えばジャーナリズム論を専門とする桂敬一は、次のように批判しました。

政党機関紙でないにもかかわらず、試案とはいえ明確な政治的主張を内容とする、形式的にも首尾一貫した成文憲法案を、事実上これを社論とする文脈のなかで提唱、日本のこれまでの不偏不党紙の伝統を大きく揺るがす衝撃を、新聞界に及ぼす結果となった。……

（「読売」は）自紙が今後も、かつての不偏不党紙でありつづけるのか、あるいはもうそうした立場は決然として捨て去り、自紙と主張を同じくする政治集団に対しては機関紙的役割を果たすことも辞さない新聞になるというのか、基本的な姿勢を公然と明らかにする必要が生じるにいたっているのではないか<sup>16</sup>。（括弧内引用者）

この批判は読売提言に向けられたものですが、新聞社自体が憲法に関する政策提言を行ったという点では朝日提言にも当てはまります。

こうした不偏不党主義からの脱却という動きに大きな影響を与えたと思われるのが、政治報道におけるテレビの存在感の高まりです。1993年7月の総選挙で自民党の単独支配が終焉しましたが、この解散・総選挙・新政権樹立に至る過程で大きな役割を果たしたのが「ニュース・ステーション」や「サンデー・プロジェクト」といったテレビ番組であり、新聞関係者とマスコミ研究者によるシンポジウムでは、この間の経緯は「映像メディアに対する印刷メディアの敗北」と総括されました<sup>17</sup>。そして政治報道の主導権を奪われた新聞関係者の多くが対応として主張したのが、言論機能の強化でした。この年に読売提言と朝日提言の具体的な作成作業が始まりましたが、それは新聞関係者の内外から、新聞は主張を明確に掲げ、提言機能を積極的に果たすべきだとする声が大きく高まっていた時期でした。『文藝春秋』は1994年5月号で、

「第四権力に未来はあるか」をテーマに中江、渡邊両氏と毎日新聞社長による座談会を企画しましたが、議論の中心はやはりテレビに対する新聞の優位性をどう確立するかという点でした。そしてその方向性として中江氏と渡邊氏が共に挙げたのが言論機能の強化であり、中江氏は次のように強調しました。

新聞や雑誌を中心とする活字ジャーナリズムも、自身の役割を再認識すると同時に、再構築をしなくてはならない。……特に新聞の場合は、報道、解説、評論、キャンペーンという四機能だけでは読者は満足しなくなっている。……評論の分野でも、かつてのように切り捨て御免では読者がついてこない。必要な選択肢や対案をはっきり書いた読者参加のような双方向ジャーナリズムが求められている。

以上のように、提言報道の作成過程を分析してわかったことは、「評論と報道を区別する」という客観報道原則の視点が、日本の新聞社には全くと言っていいほど欠けているという点でした。実質的には渡邊氏がまとめた読売提言にしても、論説委員と編集委員が協働して社論の統一を図った朝日提言にしても、社論に沿って報道記事を展開することは、自社の主張の押しつけに過ぎません。また、提言報道作成の大きな要因が他紙・他メディアとの差別化戦略だったことがわかりましたが、新聞二極化が指摘される現在において、この戦略が他の新聞やメディアにも広がっていることも指摘できます。各紙が対立関係を演出することは、新聞の言論機能の活性化にある程度は寄与しているのですが、そこに欠けているのは、対立する争点に関して社会の合意をいかに形成し、そのための判断材料をどのように社会に提供していくか、という視点ではないでしょうか。

### 3. 新聞二極化時代のメディア・リテラシー

次に関心を抱いたテーマは、主張が分極化していく近年の新聞紙面を教育現場で用いる際、どのような問題が生じるのか、ということでした。2015年に選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられ、若年層、特に高校生を主な対象とする「主権者教育」<sup>18</sup>への関心が高まると同時に、新聞を学校教育で活用する「NIE」(Newspaper in Education)<sup>19</sup>にも注目が集まっていた時期でした。そんな中、2015年7月に新聞2紙を補助教材として用いた山口県の県立高校のある授業が「政治的中立性を欠いている」として県議会で問題視される事件が起きました。文部科学省は新聞を含めた補助教材について「中立かつ公正な立場」から使用して指導することを求めており、こうした要請にどう応えるかがNIEの大きな課題だと考えました。そこで、これらのことをきっかけに、政治的中立性とは何か、そしてそれはどのように確保できるのかというテーマについて考えてみようと思いました<sup>20</sup>。

#### 1) 政治的中立性とは何か

政治的教養を涵養するための教育については、旧教育基本法8条と新教育基本法14条の第1号(2019年2月)

1 項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とする一方、第 2 項は「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めています。これまで、教育における政治的中立性に関して多くの議論が交わされてきましたが、大きな論点の一つは、第 1 項の「良識ある公民として必要な政治的教養」と、第 2 項の「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とをどのように区別できるのか、という点を巡るものでした。

そして専門家によるこれまでの議論の蓄積によると、教育の政治的中立性の範囲を限定することは極めて困難です。例えば 1954 年に、教育の政治的中立を維持することを目的とした「教育二法」、すなわち「教育公務員特例法の一部を改正する法律」と「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」が成立した際、多くの議論が交わされました。その中で尾高朝雄は、「政治上の良識を備えた公民を育成」することと「一党一派に偏した政治教育をおこなってはならないこと」の「二つの要求を矛盾なく併せ満たすため」には、「教育者自らが教育の政治的中立ということの意味を深く省察し、民主主義の本質に根差す確固たる信念をもつことが、何よりも大切である」と述べるにとどまり、明確な線引きを行うことはできませんでした<sup>21</sup>。また 1969 年、学生運動の影響を受けた高校生の政治活動を問題視した文部省が「高等学校における政治的教養と政治活動について」を各高等学校等に通知した際も、教育の政治的中立性を巡って議論が集中しました。この中で市川昭午は、「教育の中立性とはこれであるという、だれでも容認せざるを得ない説は、あり得ないように見える……結論的にいうならば、教育の中立性は、現実においては、その成立が困難である」と結論付けました<sup>22</sup>。

一方、ジャーナリズム論においては、「中立」や「公正」の問題は主要な関心の一つであり、これまで多くの議論が重ねられてきました。なぜなら、日本の新聞は戦後、「客観報道」と「不偏不党」を掲げ、これらを新聞の「中立性」や「公正」を担保する基本的な原則として掲げてきたからです。例えば 1968 年、当時の毎日新聞社長は「日本の新聞は、その長い発達史の中で、“不偏不党”“中道主義”という共通の原則を生み出した。これが“公正”の原則であり、“客観報道”の原理ともなっている」<sup>23</sup>と発言しましたが、ここでは「客観報道」＝「公正」であり、また「公正」とは「不偏不党」「中道主義」を指しています。この理解に立てば、日本の新聞は基本的には「中立」かつ「公正」であるため、補助教材として使う際にも政治的中立性が確保されることとなります。

欧米のジャーナリズムにおいては、「ニュース」（一般の報道記事）と「オピニオン」（社説や評論等）を区別して考えなければならないということが、客観報道の最も重要な原則になっています。この区別が重要であるのは、出来事の最新の記録である「ニュース」が、人々が社会について判断するための材料となるからであり、だからこそ「ニュース」制作には事実に対する正確さと多角的な視点を追求する姿勢が求められています。アメリカの「ニューヨークタイムズ」のウェブサイトは「論説委員の最も重要な仕事はニューヨークタイムズの社説を書くことであり、それは論説委員会と新聞発行者の意見を代表している。論説委員会は論説部門の一部であり、ニュース部門とは独立して運営されている」と述べて編集部門と論説部門の区別を強調しています。

しかし提言報道の研究を通じてわかったのは、日本においては「ニュース」と「オピニオン」の区別が曖昧であるという点でした。例えば日本の新聞社では一般の報道記事を担当する「編集委員」と、社説等の評論を担当する「論説委員」を同じ人物が兼ねることが少なからずあり、日本の現状と対照的です。また日本の新聞において、社論が紙面全体の作りに影響を及ぼしている点も、たびたび指摘されています。この点は新聞社の幹部も認めており、例えば朝日新聞の社説の責任者は、報道記事の扱いについて「暗黙のうちに社説の主張に合わすというか、それに反するものは落としたりしなくても、例えば扱いが小さくなったりなどは事実としてある」と述べています<sup>24</sup>。文部科学省による主権者教育の指導用資料は、「新聞等はそれぞれの編集方針に基づき記事を記述している」ので1紙だけでは政治的中立性が確保できない、と指摘していますが、それはこのような新聞の操作性に対する不信感があることも理由でしょう。

また、「中立」が「公正」を担保するものではない、という指摘も重要です。門奈直樹は「時代傾向が左に寄れば『真ん中』も左に傾き、右に寄れば、右に傾くといったように、『真ん中』の実態に幅ができる。そこで20世紀に入って欧米の新聞界ではこの用語のイデオロギー性が疑問視され実質的に意味を失った。新聞界での『中立』は『あいまい』とみなされる。そこで代わって登場するのが『インディペンデント』だ」と指摘し、政党政派から独立し、独自に情報収集・取材活動を行うことが情報の公正性を担保すると述べています<sup>25</sup>。

以上をまとめれば、「政治的中立」とは、政治状況によってその意味するものが揺れ動く、実態のない曖昧なものであると言えるでしょう。ある時、ある人によって「中立」と判断されたものも、時代と視点が変われば「中立」とみなされません。従って「中立」な立場から新聞を選択して用いることは、厳密に言えば不可能なことであり、また中学校や高校における個々の教員やその責任者である校長の側からみれば、あまりにもリスクが大きい判断でしょう。

## 2) ドイツの政治教育からの示唆

政治教育における政治的中立性の確保については、政治教育の先進国として参照されることの多いドイツの事例が参考になります。冷戦中の西ドイツでは、東ドイツが発信する社会主義の理念やプロパガンダに対抗するため、自国が拠って立つ自由主義的な民主主義を浸透させるための政治教育が不可欠と考えられ、学校教育の中で重要な位置を占めてきたからです<sup>26</sup>。

ドイツの政治教育における基本原則「ボイテルスバッハ・コンセンサス」では、政治教育の目的について、現実の政治的論争・対立を積極的に学校教育で取り扱い、教室での議論等を通じて、生徒一人ひとりに自分の意見や政治的ポジションをもたせる、としています。そして教員の見解で生徒を圧倒してはならないこと、学問と政治において議論のある問題では多様な視点を提供することを求めています。

また用いられる教材については、政治教育を専門に進めるための公的機関「連邦政治教育センター」によって最新のものが定期的に供給されています。「特定の政党に偏らない」という意味での政治的中立性を担保するため、同センターに設置された「監査委員会」に全政党から22人の議員が参加しており、現場の教員が安心して教材を使うことができる仕組みが整えられています<sup>27</sup>。

さらに注目すべきなのは、ドイツの政治教育においては、マス・メディアに対する批判的な観点の育成を目指す「メディア教育」が重要な位置を占めていることです。そこでは、国家によるマス・メディアを通じた世論操作の危険性や事実（ニュース）と意見（オピニオン）を区別することの大切さ、そしてメディアを民主主義社会の実現のために活用することを考えさせることなどが中心となっており、近藤孝弘は「今日、マスメディアは最も重要な社会化ファクターとして、政治教育の中心に位置している。これは、選挙はもちろんのこと、政治的論争点の形成から意思決定にいたる政治のプロセスの全体がマスメディアの影響下にある今日、当然のことと言えるだろう」と述べています<sup>28</sup>。

こうしたドイツの実践は、これまで検討してきた「政治的中立性」や「公正」の概念に照らし合わせてみても、重要な示唆を与えてくれます。全政党から議員が参加する公的な政治教育機関が教材を提供するドイツの事例は、政治的中立性を担保しながら現実の政治的事象を扱えることを教えています。日本においても、例えば日本新聞協会や各都道府県のNIE推進協議会のような、NIEを推進する機関が新聞を利用するための教材を作成することで、一定の政治的中立性を確保されるのではないのでしょうか。

また、人々がマス・メディアの発する情報を民主主義社会の中で活用するためには、「ニュースとオピニオンの区別」やマス・メディアが持つ操作性の危険について学ぶことが極めて重要であることを、ドイツの政治教育は教えています。教育現場において新聞活用を「公正」な立場から指導するという事は、単に複数の新聞を用いて指導するだけでなく、新聞を含めたマス・メディアのあり方についても批判的に考えられる視点を育成することを意味していると言えるでしょう。

#### 4. 授業「時事問題研究A」「政治ジャーナリズム」への反映

2018年度春学期では、ジャーナリズム副専攻科目として全学科・専攻を対象に共通開講される「時事問題研究A」「政治ジャーナリズム」を担当していますが、授業を展開するにあたり、これまでの研究内容を反映させるようにしています。具体的には、憲法改正問題や原発政策など、現在の政治や経済で意見が対立している問題を授業で積極的に取り上げるようにしています。また、教員の意見を押しつけないこと、そして議論等を通じて学生一人ひとりに自分の意見を持たせることを目的に、学生を4～5人のグループに分け、1回の授業で最低2回はグループワークを行わせ、結論を毎回提出させて成績評価に反映させています。また議論の前には、立場の異なる社説を複数紹介することで、多様な視点を提供することを心掛けています。そして授業では、メディア・リテラシー教育にも重要な位置づけを与えており、メディアの在り方を考えさせる事案を取り上げ、マス・メディアが持つ操作性の危険について考えさせる機会をなるべく多く与えるようにしています。

[付記] 本稿は、文化社会学部第2回研究交流会（2018年5月30日 14号館14-405教室）で行った報告の記録である。



## 註

- 1 2007年1月16日付読売新聞朝刊1面「角田氏陣営 2520万 不記載」など。なお、本稿で引用した新聞紙面はいずれも東京本社版です。
- 2 読売で論説委員長などを務めた朝倉敏夫は「社論」を「キャンペーン企画や調査報道の方向性・志向性、解説の視点、あるいはニュースの扱いの大小を含む紙面全体としての『論調』を指す」と定義しています（朝倉敏夫『論説入門』中公新書ラクレ、2000年、16ページ）。
- 3 1994年11月3日付読売新聞朝刊「憲法改正試案」および1995年5月3日付朝日新聞朝刊「国際協力と憲法」。以下、それぞれ「読売提言」「朝日提言」と略。
- 4 「メディア・フレーム構築過程の分析—1990年代における読売・朝日の憲法提言を事例に」（『四天王寺大学紀要』60号、2015年9月）。
- 5 読売新聞社職制には、「第1条 社に主筆、副主筆、および編集主幹をおく。第2条 主筆は社長の命を承うけ、筆政を掌る」と規定されています。
- 6 渡邊氏主筆を兼ねたまま読売新聞社の社長に就任したことを紹介する1991年7月17日付朝日新聞朝刊記事での発言。
- 7 「This is」は1990年4月号から「This is 読売」と改題しました。
- 8 渡邊恒雄『ポピュリズム批判』博文館新社、1999年、16ページ。
- 9 1990年8月29日付社説、1991年1月1日付社説など。
- 10 御厨貴、伊藤隆、飯尾潤『渡邊恒雄回顧録』中央公論新社、2000=2007年、529-530ページ。
- 11 1992年12月10日付読売新聞朝刊
- 12 1990年8月14日付社説、1990年11月1日付社説など。
- 13 1991年1月17日付朝刊。
- 14 1991年2月2日付朝刊。
- 15 柴田鉄治（1995）「社説特集『国際協力と憲法』」『朝日人』1995年7月号、5ページ。
- 16 1994年11月16日付東京新聞夕刊。
- 17 1993年9月10日付朝日新聞朝刊。
- 18 もともと「主権者教育」の用語は1950年代末から、日本教職員組合及びその研究機関である国民教育研究所の周辺で使われ始めたものでした。文部科学省は当初、「『主権者教育』の定義は曖昧で議論も整理されていない」として、公式文書では「主権者教育」という用語を用いていませんでした（2015年9月30日付産経新聞）。しかし同省は2015年11月に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置するなど、現在では公式に用いているようになっています。
- 19 NIEの定義について、日本新聞協会のホームページでは簡潔に「学校などで新聞を教材として活用すること」としています。より詳しい定義としては、「子どもたちに生涯学習の基盤となる力、とりわけその土台となる能力の一つである『情報活用能力』を育成するために、教育界と新聞界が協力して、新聞教材の開発と活用の研究・普及を目指して行っている教育」とするものがあります（小原友行・高木まさき・平石隆敏編著『はじめて学ぶ 学校教育と新聞活用』ミネルヴァ書房、2013年、54ページ）。日本では日本新聞協会主催の「第38回新聞大会」（1985年）で初めてNIEが提唱されました。「実践指定校」に指定されると、都道府県教育委員会、教員、新聞社で構成する推進協議会から2年間、新聞が無償で提供されます。
- 20 「主権者教育における政治的中立の確保に関する一考察—学校教育における新聞活用の課題を考える—」（『四天王寺大学紀要』63号、2017年3月）。
- 21 尾高朝雄「教育の政治的中立性」『ジュリスト』1954年第54号、34-38ページ。
- 22 市川昭午『教育行政の理論と構造』教育開発研究所、1975年、90-93ページ。
- 23 田中香苗、中川順、森脇幸次、伊藤正巳、前川静夫「社会変動下における客観報道（座談会）」『新聞研究』（209）、1968年、9ページ。
- 24 藤田博司、佐柄木俊郎、中村啓三、朝倉敏夫、吉田信行「座談会『提言報道』を考える」『新聞研究』（599）、2001年、17ページ。
- 25 門奈直樹「不偏不党」早稲田大学ジャーナリズム教育研究所編『エンサイクロペディア現代ジャーナリズム』早稲田大学出版部、2013年、51ページ。
- 26 近藤孝弘『ドイツの政治教育』岩波書店、2005年。
- 27 西野偉彦「18歳選挙権に向けた政治教育の展開可能性」慶應義塾大学湘南藤沢学会、2015年（[http://gakkai.sfc.keio.ac.jp/show\\_pdf/ORF2015-10.pdf](http://gakkai.sfc.keio.ac.jp/show_pdf/ORF2015-10.pdf)）。
- 28 近藤、前掲書、75ページ。